

報道発表

平成24年2月21日
財務省

個人向け復興応援国債の発行条件等

東日本大震災からの復興に向けた施策のために必要となる資金を国民の皆様から幅広くお寄せいただけるよう、現行の変動10年の個人向け国債をベースに、東日本大震災からの復興を応援する観点から、当初の3年間は、低い金利で復興事業に資金を提供していただける方を募る復興応援国債の募集を平成24年3月5日から開始します（平成24年度にも四半期毎に複数回の募集を予定）。

個人向け復興応援国債（「個人向け利付国庫債券（変動10年）」第801回債）の発行条件等は下記のとおりとなります。

記

- (1) 利率 当初3年間の適用利率 年率0.05%（税引後0.04%）
- ・当初3年間の適用利率は個人向け国債の下限金利である0.05%です。
 - ・4年目以降の適用利率は「基準金利×0.66（但し、下限は0.05%）」として算出されます。
 - ・基準金利は、利子計算期間開始時の前月に行われた10年固定利付国債の入札における平均落札利回りです。
 - ・4年目以降の適用利率は半年毎に見直されます。
- (2) 募集期間 平成24年3月5日～平成24年3月30日
- (3) 発行日 平成24年4月16日
- (4) 利払日 毎年4月15日及び10月15日（年2回）
- (5) 償還期限 平成34年4月15日
- (6) 募集の価格 額面金額100円につき100円
- (7) 償還金額 額面金額100円につき100円
- (8) 記念貨幣の贈呈 この国債（第801回債）を平成27年4月15日時点で100万円以上お持ちの方には、平成27年度中に限定発行する「東日本大震災復興事業記念貨幣」を、残高1,000万円毎に一万円金貨1枚、100万円毎に千円銀貨1枚を国債購入者限定特製ケースに入れて贈呈します（別紙1参照）。
- （注）記念貨幣のデザイン（別紙2参照）は、各回号（募集月）毎に異なります。
また、残高の計算（別紙3参照）は、取扱金融機関における事務処理上の都合から、回号（募集月）別に取扱金融機関（口座別）毎となりますので、ご購入時にはご注意ください。
- (9) 中途換金 第2期利子支払日（発行から1年経過）以後であれば、いつでも中途換金可能です（直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685が差し引かれます）。
- (10) 中途換金の特例 この国債を購入された後、保有者がお亡くなりになった場合又は大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、上記利子支払日前であっても中途換金することが可能です。
- (11) 取扱機関 金融機関（証券会社及び銀行等1,043機関（平成24年2月20日時点））

【連絡・問い合わせ先】

財務省 電話（代表）03（3581）4111

理財局国債業務課 個人国債係（内線5929）

<記念貨幣の贈呈（発送）方法について>

復興応援国債の発行の日から3年目に当たる利払日（15日）を基準日として、基準日に100万円以上の残高を有している方を対象に、残高1,000万円毎に一万円金貨1枚、100万円毎に千円銀貨1枚を、国債購入者限定特製ケースに入れて財務省または取扱金融機関から発送させていただきます。

財務省から記念貨幣を発送する場合には、購入時にご本人様からの同意を得た上で、お客様の氏名・住所・保有残高等、記念貨幣発送のために必要となる個人データを、金融機関から財務省に提供していただく必要がございますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

記念貨幣のデザインは、各回号（募集月）毎に異なり、一つの回号（募集月）につき金貨・銀貨各々一種類となります。また、保有残高の計算は、取扱金融機関における事務処理上の都合から、回号（募集月）別に取扱金融機関（口座別）毎となりますので、ご購入時にはご注意ください。

記念貨幣の発送は、基準日の翌月の中旬頃から順次行います。お届けが翌々月となる場合がございますので、ご了承願ひします。

復興応援国債をご購入後、引越しをされた場合には、必ず取扱金融機関でお取引口座の住所変更手続きを行ってください。

記念貨幣は、基準日に取扱金融機関に届け出られている住所に発送しますので、変更手続きがなされていない場合には、お手元に記念貨幣が届かないこととなります。

記念貨幣の発送は、日本国内に限定させていただきます。

外国に転居される場合には、別途、日本国内にお住まいの方を代理人としてご登録いただき、代理人の方に発送する方法、または、帰国後、ご本人様に記念貨幣を発送する方法のいずれかとさせていただきます。

具体的な手続きにつきましては、取扱金融機関にお問い合わせください。

＜記念貨幣の形式等について＞

平成24年3月5日(月)から3月30日(金)まで募集する個人向け復興応援国債(第801回債)をご購入いただいた方に贈呈する記念貨幣(プレミアム型)の形式等は、以下のとおりとなります。

| 額面 | 一万円 | 千円 |
|-------|---|---|
| 個別面 |  復興特別地域の地図とハト |  大漁船と稲穂 |
| 共通面 |  「奇跡の一本松」とハト |  「奇跡の一本松」とハト |
| 素材・品位 | 純金 | 純銀 |
| 量目 | 15.6g (1/2トロ付入) | 31.1g (1トロ付入) |
| 直径 | 26.0mm | 40.0mm |

(注1) 記念貨幣の贈呈は、平成27年4月15日時点で復興応援国債(第801回債)を100万円以上お持ちの方が対象となります(残高1,000万円毎に一万円金貨1枚、100万円毎に千円銀貨1枚)。

(注2) 財務省から贈呈する記念貨幣のデザインは、各回号(募集月)毎に異なり、一つの回号(募集月)につき金貨・銀貨各々一種類となりますので、ご購入時にはご注意ください。また、金貨及び銀貨の素材・品位、量目、直径は、それぞれ全て同じとなります。

(注3) プレミアム型記念貨幣は、素材に貴金属を使用することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回ることとなります。なお、本記念貨幣は、全てプルーフ加工(特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの)を施したものとなります。また、千円銀貨は彩色を施したカラーコインとなる予定です。

(注4) 本記念貨幣は、復興応援国債(第801回債)を一定額以上ご購入いただいた方に贈呈するとともに、一部を造幣局から抽選販売する予定です。なお、復興応援国債をご購入いただいた方には、国債購入者限定特製ケースに入れて贈呈させていただきます。

【記念貨幣に関する連絡・問い合わせ先】
 財務省 電話(代表) 03(3581)4111
 理財局国庫課通貨企画調整室 通貨企画係
 (内線 2556・5238)

<記念貨幣の贈呈枚数の計算方法について>

記念貨幣の贈呈枚数の計算は、取扱金融機関における事務処理上の都合から、保有残高は、取扱金融機関（口座別）毎に回号（募集月）別に行うこととなりますので、ご購入時にはご注意ください。

(例) 基本ケース

| | 贈呈枚数 |
|---|---------------|
| 第 a 回債を、A 銀行（a 口座）に 1, 200 万円の残高を保有している場合 | 金貨 1 枚、銀貨 2 枚 |

(例) 複数の金融機関又は複数の口座で同一回号の銘柄をご購入した場合

| | 贈呈枚数 |
|--|----------------------------|
| 第 a 回債を、A 銀行（a 口座）に 160 万円、B 証券（b 口座）に 270 万円、計 430 万円の残高を保有している場合 | 銀貨 4 枚 → 銀貨 3 枚 |
| 第 b 回債を、A 銀行の a 口座に 50 万円、c 口座に 70 万円、計 120 万円の残高を保有している場合 | 銀貨 1 枚 → 銀貨 0 枚 |

(例) 同一の口座で複数の回号を継続してご購入した場合

| | 基準日の保有残高 | 贈呈枚数 |
|--------|-----------|--|
| 第 a 回債 | 250 万円 | 銀貨 2 枚 |
| 第 b 回債 | 1, 350 万円 | 金貨 1 枚、銀貨 3 枚 |
| 第 c 回債 | 80 万円 | 銀貨 0 枚 |
| 第 d 回債 | 450 万円 | 銀貨 4 枚 |
| 累計 | 2, 130 万円 | 金貨 2 枚 → 金貨 1 枚 銀貨 1 枚 → 銀貨 9 枚 |